

# 尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月27日(火)14時00分～15時30分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 18人(委員総数19人)

会長	18番	金藤 祐治			
副会長	5番	山田 清	12番	村上 智彦	
委員	1番	松浦 徳和	2番	上峠 数博	3番 中司 邦弘
	4番	植原 宗哉	6番	村上 正	7番 中司 善章
	8番	櫻本 訓由			11番 佐々木 崇
	13番	吉原 正紀	14番	松森 智	15番 中司 睦枝
	16番	江田 敏道	17番	米田 健一	19番 渡邊 直行
		(欠員 1人)			

4. 農地利用最適化推進委員の出席 18人(推進委員総数18人)

國近 正有	青山 基裕	迫 勝善	行廣 文徳	深見 和志	—————
金野 省三	小川 隆三	源田 芳教	林原 啓	奥本 浩己	—————
須山 猛	柏原 始	藤岡 正宏	向井 猛	中田千種郎	蓼原 勲

5. 議事日程

## 第1 議案(審議事項)

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第37号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第39号 非農地証明申請について  
議案第40号 改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(一般分)

## 第2 議案(報告事項)

報告第39号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について  
報告第40号 農地法第4条第1項第7号の規定による転届出に対する受理について  
報告第41号 農地法第5条第1項第6号の規定による転届出に対する受理について  
報告第42号 農地法第5条の規定による許可処分取消について  
報告第43号 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認について  
報告第44号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

## 第3 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 光伸  
事務局職員 高橋 知佐子 土本 充 小田 充彦 藤原 靖子 豊田 詞也

7. 農林水産課職員

主田 孝弘 泉 唯

## 8. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>それでは、議会の議事に移らせていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。</p> <p>農業委員総数は19名中で、本日の出席委員は17名、欠席委員は1名、欠員1名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は7番・中司 善章委員、11番・佐々木 崇委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は16名です。</p>
議 長	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第36号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第36号、申請番号102番から118番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号102番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は山波町の1筆、現況地目は畑、面積は142㎡です。 譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は自宅から近く利便性を高めるためです。 なお、当該農地ではイチジクや野菜を栽培する申請となっております。 この申請については、8月6日、山田委員、國近推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号103番と104番は関連案件のため、一括して説明いたします。 権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は木ノ庄町木門田の計18筆、現況地目は田が8筆、畑が10筆、面積は合計で3,917.64㎡です。 譲り渡し理由は相手方の要望による、譲り受け理由は共有持ち分の変更です。 なお、当該農地では野菜を栽培する申請となっております。 この申請については、8月5日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号105番、権利の種類は売買による所有権移転です。 申請地は原田町梶山田の1筆、現況地目は畑、面積は489㎡です。 譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は自宅から近く利便性を高めるためです。 なお、当該農地ではそばを栽培する申請となっております。 この申請については、8月5日、金藤委員、行廣推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号106番、権利の種類は贈与による所有権移転です。 申請地は浦崎町の1筆、現況地目は畑、面積は138㎡です。 譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。 なお、当該農地では野菜を栽培する申請となっております。 この申請については、8月5日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p>

申請番号107番、権利の種類は贈与による所有権移転です。  
申請地は百島町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で428㎡です。  
譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は自宅と隣接し利便性を高めるためです。  
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。  
この申請については、8月5日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で資料確認を行いました。

申請番号108番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は御調町丸門田及び丸河南の2筆、現況地目は畑、面積は1,291㎡です。  
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は所有施設と隣接し利便性を高めるためです。  
なお、当該農地では野菜を栽培し、施設利用者へ提供する申請となっております。

申請番号109番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は御調町丸河南の5筆、現況地目は田が1筆、畑が4筆、面積は合計で4,700.91㎡です。  
譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は新規耕作者としてです。  
今回、当該農地に隣接する家屋を取得し、自家消費用の野菜の栽培及び将来的には水稲栽培もする申請となっております。  
なお、44番目の4,131㎡の農地は、土地改良法による換地処分が行われた農地です。  
現在、当該農地は農事組合法人が耕作中であり、農地中間管理機構を介した賃貸借契約中であることから、この契約の合意解約が確認できたのちに許可といたします。  
申請番号108番と109番の申請については、8月7日、松森委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号110番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は御調町白太の1筆、現況地目は畑、面積は合計で892㎡です。  
譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は自宅から近く利便性を高めるためです。  
なお、当該農地では野菜を栽培する申請となっております。  
この申請については、8月7日、櫻本委員、金野推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号111番、権利の種類は贈与による所有権移転です。  
申請地は向東町の1筆、現況地目は畑、面積は251㎡です。  
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。  
なお、当該農地では、野菜を栽培する申請となっております。

申請番号112番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は向島町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で221㎡です。  
なお、この2筆は、大きい筆の中に小さい筆があり、その筆界が不明な、通称プラス地番となっておりますので、見た目には1筆に見えます。  
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。  
なお、譲受人は当該農地に隣接する家屋も取得し、自家消費用の野菜を栽培する申請となっております。  
申請番号111番と112番の申請については、8月6日、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号113番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は因島田熊町の1筆、現況地目は畑、面積は149㎡です。  
譲り渡し理由は高齢による経営縮小、譲り受け理由は新規耕作者としてです。  
なお、当該農地では、野菜及び柑橘を栽培して自家消費する申請となっております。

申請番号114番、権利の種類は贈与による所有権移転です。  
申請地は因島三庄町の3筆、現況地目は畑、面積は合計で1,987㎡です。  
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は共有名義から単独名義にするためです。  
なお、当該農地では野菜を栽培する申請となっております。  
申請番号113番と114番の申請については、8月8日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号115番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は瀬戸田町宮原の1筆、現況地目は畑、面積は1,119㎡です。  
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。  
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。  
この申請については、8月9日、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号116番、権利の種類は贈与による所有権移転です。  
申請地は瀬戸田町福田の2筆、現況地目は畑、面積は合計で1,258.32㎡です。  
譲り渡し理由は遠隔地につき耕作不能、譲り受け理由は自宅から近く利便性を高めるためです。  
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。

申請番号117番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は瀬戸田町垂水の1筆、現況地目は畑、面積は521㎡です。  
譲り渡し理由は遠隔地に居住するため経営縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。  
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。  
申請番号116番と117番の申請については、8月9日、米田委員、蓼原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号118番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は瀬戸田町林の6筆、現況地目は畑、面積は合計で7,769㎡です。  
譲り渡し理由は遠隔地に居住するため経営縮小、譲り受け理由は使用貸借していた農地を自己所有するためです。  
なお、当該農地では、柑橘を栽培する申請となっております。  
この申請については、8月9日、佐々木委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号102番から118番までにつきましては、農地法第3条第2項各号に規定する不許可事例には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、事務局より説明が終わりました。  
農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

議長 (補足説明なし)  
ないようですので、農業委員による採決に入ります。  
申請番号102番から118番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

なお、申請番号109番については、換地処分された農地の合意解約後に許可決定することといたします。

議長 次に、議案第37号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第37号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。  
(議案第37号、申請番号13番から15番を議案書をもとに説明)

申請番号13番、所在は西藤町の3筆、地目は田、農振農用地区域外、計98.48㎡の一時転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であり、農地区分は第2種農地に該当します。以降、同様の農地を「その他2種」と説明させていただきます。

転用目的は農地改良で、盛土1.4mが計画されています。

申請人は、この度自身の土地を利用し、隣接地造成により営農を行うことが難しくなるのを防ぐため、造成したいというものです。

一時転用期間は、許可後から令和6年12月28日までで、以降は農地として使用予定です。

この申請については、8月5日、渡邊委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号14番、所在は因島田熊町の2筆、地目は畑、農振地域外、合計343㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地に該当します。

転用目的は宅地拡張で、通路及び駐車場2区画が計画されています。

申請人は、この度自身の土地を利用し、隣接する自身の住宅の駐車場として使用したいというものです。

また、申請地は着工済みであるため、工事を停止するように指導し、申請に際しては顛末書が添付されております。

この申請については、8月8日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号15番、所在は因島重井町の1筆、地目は畑、農振地域外、166㎡の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域の用途地域内にあり、農地区分は第3種農地に該当します。

転用目的は一般住宅用地で、住宅1棟、建築面積115.55㎡、駐車場1区画、合併浄化槽が計画されています。

申請人は、この度自身の土地を利用し、宅地の一部として使用したいというものです。

また、申請地は着工済みであるため、工事を停止するように指導し、申請に際しては顛末書が添付されております。

この申請については、8月8日、村上智彦委員、柏原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

(補足説明なし)

ございませんか。

それでは、農業委員による採決に入ります。

申請番号13番及び15番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

それでは、議案第38号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第38号、申請番号73番から81番を議案書をもとに説明)

申請番号73番、申請内容は贈与による所有権の移転です。  
所在は栗原町の2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計181㎡の転用計画です。  
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は駐車場用地で、駐車場1区画が計画されています。  
譲受人はこの度親戚から申請地を譲り受け、駐車場として使用したいというものです。  
この申請については、8月6日、中司邦弘委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号74番、申請内容は売買による所有権の移転です。  
所在は美ノ郷町の2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計1407㎡の転用計画です。  
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。  
転用目的は太陽光発電設備で、太陽光パネル176枚、発電量50.0kwが計画されています。  
譲受人は、大阪市に本店を置く、主に再生可能エネルギー発電事業などを営む法人であり、この度申請地を取得し、太陽光発電事業を行いたいというものです。

申請番号75番、申請内容は使用貸借による権利の設定です。  
所在は美ノ郷町の1筆、地目は田、農振農用地区域外、1,145㎡のうち60.68㎡の一部一時転用計画です。  
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当します。  
転用目的は進入路で、隣接地への太陽光発電設備設置工事施工に伴う一時的な進入路が計画されています。  
譲受人は、大阪市に本店を置く、主に再生可能エネルギー発電事業などを営む法人であり、この度、申請地を購入し、太陽光発電事業を行いたいというものです。  
74・75番の申請については、8月4日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で、現地調査を行いました。

申請番号76番、申請内容は贈与による所有権の移転です。  
所在は御調町白太の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、27㎡の転用事案です。  
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。  
転用目的は宅地拡張で、庭敷が計画されています。  
譲受人は近隣に居住しており、この度、親戚関係にあたる譲渡人から申請地を取得し、庭敷として宅地と一体的に利用したいというものです。  
なお、申請地は既に宅地と一体的な利用状況にあることから、申請に際しては顛末書が添付されております。  
この申請については、8月7日、櫻本委員、金野推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号77番、申請内容は賃貸借による権利の設定です。  
所在は向島町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、512㎡の転用計画です。  
申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。  
転用目的は駐車場用地で、事業用車両8区画が計画されています。  
借受人は、横浜市に本店を置く運送業などを営む法人で、向島町内にも事業所を置いておりますが、駐車場が不足していることから、申請地を借り受けて、事業用の駐車場として利用したいというものです。  
この申請について、8月6日、吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行ったところ、擁壁などの工事が着手されていたため、現地の工事関係者及び申請代理人に対し、工事を停止するよう指導しております。

申請番号78番から80番につきましては、転用目的及び転用事業者が同一のため、一括して説明いたします。  
申請内容は、いずれも売買による所有権の移転です。  
所在は因島田熊町の全3筆、地目は畑、農振農用地区域外、876㎡、885㎡と971㎡の太陽光発電設備、全3か所の転用計画で、パネル180枚が2か所、157枚が1か所、発電量はいずれも9.5kwが計画されています。

申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。  
譲受人は北九州市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人で、申請地を取得して太陽光発電設備を設置したいというもので、経済産業省によるFIT制度の対象外の事業となっております。

この申請については、8月8日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行っております。

申請番号81番、申請内容は売買による所有権の移転です。  
所在は瀬戸田町宮原の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、248㎡の転用計画です。  
申請地は非線引き都市計画区域にあり、農地区分はその他2種に該当いたします。  
転用目的は駐車場用地で、駐車場5区画が計画されています。

譲受人は神戸市に本店を置く不動産業を営む法人で、この度、隣接する空き家を同時に取得し、賃貸住宅の入居者用の駐車場として利用したいというものです。

この申請については、8月9日、江田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

以上、全ての申請のうち、太陽光案件につきましては、隣接する農地所有者等に対し、事前説明がなされており、事業に対する同意書が提出されております。

なお、一部には、隣接農地所有者との接触が困難で未提出のものもありますが、申請人に対しては、引き続き同意書の徴取に努めるよう指導中であり、今後も指導してまいります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、補足説明のある方は挙手をしてください。

2番委員

太陽光ことなんですが、申請番号74番、同意書の現在の状況を教えてください。

事務局

74番の同意書については、地図上で、申請地右側、右下の農地については同意がとれております。それ以外について、左側の農地については、同意がとれておりません。

2番委員

現地調査の時に、立ち合いに来ていない。来ていただくようにできないのか。そこでもう一度確認をとっておきたい。

事務局

今回の審議については、申請を保留にさせていただいて、改めて申請者から立会に来ていただき、説明をしていただいた上で、許可書を発行するような形でよろしいでしょうか。

2番委員

できるだけ隣接者から同意をとるようにしてください。

事務局

すみません、先ほど申し上げたところで訂正があります。今回の申請で、隣接同意について、隣接同意を理由に不許可や保留にすることはできないので、許可書については今日付けの許可書を発行します。ただ、改めて申請者から隣接同意について説明をしていただいて、説明をしていただくまでは申請者には許可書を渡さないという対応をしていきたいと考えております。

5番委員

さっき言ったことを撤回しておかないといけないのでは。

事務局

保留にはいたしません。

19番委員

隣接同意がなくてもできると聞いたんですけど、それなら同意書は必要ないのでは。というのも、この辺りは住宅地で、住宅地である以上は反射とかいろんな面での苦情が出た場合はどのように対応してもらえるのか。

反射とかで家に住めなくなった場合には、どのように対処してくれるのか。

農業委員会としては、許可を出さないということができないのなら、それはそれではないが、その後いろいろな部分の不服部分が出てきた時に、どういうふうになるのかというのがないと、なかなか難しいのではないと思う。

同意書について、一人はもう反対だとはっきり言ってきている。あと2人は貸すことに同意はしているが、パネルを置くことには了解をしていないと聞いている。書類に押印しているので、どうのこうのは言えないのだが。

事務局 太陽光に関する隣接同意につきましては、以前から農地法上義務付けられておりません。ただ、設置後にいろいろなクレームや情報提供があるので、令和2年8月に尾道市独自で太陽光発電設置に関するガイドラインを作っております。ガイドラインはあくまでも指針であって、強制力があるものではないのですが、設置後のトラブルを少しでも少なくしようということで、このガイドラインを作っております。ガイドラインの主な目的の中で、周辺地域と調和のとれた事業としましょうという内容を謳っております。

毎月太陽光の申請は出てきておりますが、すべてで全件同意がとれているというわけではありません。毎回お伝えしているように、同意がとれていないところについては継続して追跡調査をしているところです。

今回、委員さんのご質問にあったように、ご本人さんに同意の意識がないということで、今回は一時転用という申請で、いろんな書類に署名捺印をしていると思いますが、ご本人さんが書類をどこまで見て署名捺印をしたかは分かりませんが、同意内容については、太陽光の設置に対する同意となっております。

議長 ガイドラインで、周辺地域の人たちが合意をして、初めて周辺地域の調和のとれたことで認めるという流れですから、今の農業委員の2人の意見から聞くと、そうはなっていないように思う、その辺はどうなのか。

事務局 通常太陽光の申請についてはいつも立会をお願いしています。現地調査の日に合わせて立会の日にちは決まっているのですが、設置業者や代理人の日程が合わないこともあり、その場合には事務局と地元の農業委員で現地調査を行い、疑義や指導事項があれば、申請代理人を通して設置業者等に説明を行うような流れになっています。今回は立会がなかったことで、直接事業者に対して指導・指示すべき事項が伝わっていなかったということもあるかと思うので、改めて今回の件では立会を行いたいと思います。

議長 法的には同意を求める権利はないが、その地域の生活とかがありますので、その合意があって初めて事業を進めるといえるのが必要。その合意というのが条件であって、初めて許可申請を認めるということにしないといけないのでは。

事務局 来月ここの土地に現地調査に行くと思うのですが、その際には隣接同意者に対する同意書の指導はしっかり続けていきたいと思います。

5番委員 保留にするのか。

事務局 県のガイドラインには、隣接農地所有者の同意書は原則不要とあるというふうには書いてあります。近傍農地に著しい影響を及ぼす等、特別な場合に限られるとガイドラインでされております。同意書は許可の絶対条件にはなっていません。尾道市独自でガイドラインは作っていますが、締め付けを少しきつくする、苦情がでなくなるようにするというか、そういう目的で作っています。隣接同意がないことをもって許可保留にはできないと思います。

また、農地法5条の許可案件で、隣接同意とらなくてもいいという判例も出ていて、裁判所の判例もあって、許可の絶対要件にはなっていません。

保留にするためには、農地法上での保留に該当する理由を申請者に伝える必要がありますが、今回ガイドラインに反しているということで保留にすることはできないため、今回は今日付けの許可で、近隣所有者等に説明をしていただいた後で、許可書を渡すということにしていきたいと思います。

今回の申請者である〇〇〇〇からは 申請書の一部に被害防除措置計画書を頂いております。被害防除対策には万全を期しますが、万が一発生した場合には自己の責任において処理します、と書かれております。また改めて現地調査の際にはここについて説明は詳しく行います。被害防除措置については、被害防除措置計画書を農業委員会に提出していることを詳しく説明し、隣接同意をとる必要がある事もきちんと説明して、許可書を渡すことを考えております。

5番委員 そういう被害関係の計画が出ているけれど、反射光などについての隣接関係者の同意はできているのか。被害がおきないようにするとか、被害が起きた場合に保証するとか説明しているか。

事務局 被害防除措置については、それが絶対に起こりませんというような書類の内容になっていて、万が一起こった場合には、すべての責任は自己の責任において処理しますということになっています。

5番委員 それを隣接農地の関係者にそのようなことを伝えているのか。それを聞いている。

事務局 申請者がすることなので分かりません。

5番委員 委員の方に苦情が出ているということは、伝えてないから。

1 9 番委員  事務局	<p>苦情が出る時には市の方に話が行くのでは。農地法では同意書がなくても許可できるのなら仕方ないけど。ただ、住宅地に対してはどうかかというところを確認しておかないといけないのではないかと。万が一の時に対応するのは申請者の〇〇〇〇かもしれないけれど、工事をしているのは違う会社で、そこが同意書をとって回っているの、〇〇〇〇自体がやっているわけではないから、その辺りの関連はどうなっているのか。</p> <p>被害防除措置計画については、農地も家も含めたものです。</p>
1 9 番委員	<p>家があるのはいいけれど、住宅地等の関係者に説明に行かないと、市としても困るのではないかと。住宅地の人10人とか15人とか一斉に手をあげて、眩しいからどうにか出来ないかと言われた時に、市として許可した以上は何かあるのでは。それは市としては関係ありません、土地の売買をしているんだから、ということになるんなら仕方ないけど。</p>
1 7 番委員	<p>農業委員がどうして許可したのかと言われる。</p>
5 番委員	<p>それを一番に言われる。</p>
1 9 番委員	<p>許可は出さないといけないなら出せばいいけれど、隣接の人にはもう少しきちんと説明しておかないと難しいのではないと思う。さっき反対だと言っていた人については、パンフレット一枚届いただけのこと。自分の方から電話をして聞いたら、説明は工事をする◇◇◇◇であって、申請者の〇〇〇〇でない。</p>
5 番委員	<p>他所は説明会をしている。</p>
1 9 番委員	<p>もう1件、話をする中で反対だと言っているのは、電話してもたらい回しになって、そんな無責任なところにやらしてもいいのかというところ。 〇〇〇〇が説明を行わずに許可だけをとって、同意は◇◇◇◇が行っているんだと話が通らない。後々問題が起こった時に困るのではないかと。</p>
事務局	<p>ガイドラインの同意書を得る際の表現について、農業委員会という組織なので、転用行為が行われようとする周辺、最低限隣接する農地については必ず同意をもらうようにしています。ただ、場所によっては住宅が並んでいるようなところもあります。現地調査を行った際に、住宅があれば、隣接している場所で影響が及ぶだろうという範囲について、現場で考慮して、ここやここの宅地は同意を取ってください、と言った説明はしています。</p> <p>同意書の表現の中には、隣接農地所有者等というふうになっているので、必ずしも住宅は関係ないかということ、そうではなくて、ケースバイケースで、農地であったり住宅であったり、必要に応じてとるようにしています。</p> <p>なぜここを許可したのか、という設置後の問い合わせは減ってはきていますが、あります。隣接同意については、農地法上、転用の許可基準上義務付けられていないので、設置後の苦情トラブルについては、転用事業主に投げざる負えないところなんです。私たちも申請に対しては保守管理の事業者の連絡先を確認しており、苦情があった場合には連絡先を伝えることしかできません。農業委員会では転用基準に照らし合わせて許可を出しており、その中で隣接同意は義務付けられていないので、許可後はあくまでも転用事業主に責任というか、お願いをしております。</p>
議 長	<p>なかなか難しい問題があると思います。ですが、法的には拒絶することはできないということなんです。</p> <p>農業委員会として、これの採決をとるときに、今回は隣接の意見もあり、苦情も各委員に出ていて、そこを事務局としてもきちんと説明をしてもらって、許可書を出す、そのところをきちんとしておかないいけない。そこから先は民事とかそういうことになる。</p> <p>農地法の関係からみれば、今回のものは許可するものとするので、挙手をとりたいと思います。</p> <p>それでは、農業委員による採決に入ります。</p> <p>申請番号73番から81番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第39号「非農地証明申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>

事務局

それでは、議案第39号、非農地証明申請について、ご説明いたします。

(議案第39号、申請番号40番から43番を議案書をもとに説明)

申請番号40番、向島町の2筆、現況地目は雑種地、面積は合わせて46.4㎡です。  
利用状況は、昭和60年ごろから駐車場として使用し、現在に至ります。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

この申請については、8月6日、中司善章委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、雑種地に判定されました。

申請番号41番、因島三庄町の1筆、現況地目は山林、面積は2,204㎡です。

利用状況は、平成20年ごろには耕作を放棄し、現在は雑木が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域、用途地域外です。

この申請については、8月8日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号42番、因島重井町の1筆、現況地目は山林、面積は377㎡です。

利用状況は、平成2年頃に耕作を放棄し、現在は雑木が繁茂し、山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域、用途地域外です。

この申請については、8月8日、と村上智彦委員、柏原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号43番、因島重井町の1筆、現況地目は雑種地、面積は70㎡です。

利用状況は、平成元年頃から土砂採掘場として利用され、現在に至ります。

農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域、用途地域外です。

この申請については、8月8日、村上智彦委員、柏原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、雑種地に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明があれば挙手のうえ発言してください。

(補足説明なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号40番から43番は、原案のとおり受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定をすることに決しました。

議長

次に、議案第40号「改正前 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」(一般分)を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第40号改正前農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について(一般分)について、ご説明いたします。

(議案第40号、申請番号134番から181番を議案書をもとに説明)

新規就農分の申請番号134、更新分の申請番号177について、説明させていただきます。

経営規模の拡大などによる「新規分」の申請番号135から165までと利用権の設定を更新、または利用権の設定が終わって1年未満に新たに利用権の設定を行うといった「更新分」の申請番号166から181まで、申請番号177を除く、は説明を省略させていただきます。

申請番号134番、土地の所在は向島町の全10筆、地目は現況畑、登記畑及び田、合計面積3914.3㎡の畑です。

利用目的は野菜・果樹、権利の種類は使用貸借権の設定で、契約期間は令和6年10月1日から令和16年9月30日です。

借受人は向島で柑橘（温州みかん、レモン等）や野菜（きゅうり、トマト）を栽培をするとともに、生果および加工品の販売を行う法人です。

今後の経営拡大を目指しており、作付面積の拡大をするとともに、新たな加工品（ポン酢等）の販売による販路拡大を計画しています。

また借受人は新規就農者ですが、認定農業者になる予定であるため、利用権で受け付けました。

この申請については、8月6日に吉原委員、奥本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、利用権の設定について問題ないものと確認しております。

申請番号177番、土地の所在は瀬戸田町の1筆、地目は現況登記とともに畑、面積は402㎡です。

利用目的は農業用施設用地（倉庫）で、今までは果樹（柑橘）での利用をされていましたが、この度農業用施設用地（倉庫）として利用するというので、利用目的が変更されます。

権利の種類は使用貸借権の設定で、契約期間は令和6年10月1日から令和31年9月30日です。

なお、申請番号153番、土地の所在が瀬戸田町の1筆について、取下願いが提出されたため、欠番となります。来月9月の総会で報告事項として挙げます。

以上、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

補足説明があれば挙手のうえ発言してください。

（補足説明なし）

それでは、農業委員による採決に入ります。

申請番号134番から181番は、原案のとおり受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

（挙手多数）

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定をすることに決しました。

議長

次に、市からの意見聴取案件である審議事項（2）「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進法計画（案）に対する意見について」を議題といたします。

この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

農林水産課職員

それでは、農用地利用集積等促進法計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項によって、貴会の意見を求めます。

（議案書資料をもとに説明）

今回は1件6筆についてです。

番号1～6番、御調町大原字長尾原の6筆、合計7,685㎡です。

こちらは、この度の利用権設定の更新対象者ですが、御調地域は地域計画が公告されているため、貸借手続きが利用権設定から農地中間管理機構を介した貸借へ切り替わるものです。

農地中間管理機構から転貸後は、御調地域の地域計画に位置付けられた担い手の野菜の生産用地として使用されます。

権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和6年10月1日から令和16年9月30日までです。

	<p>本日の農業委員会でのご審議を経まして、その後、農用地利用集積等促進計画の認可を広島県が判断することになります。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p> <p>ただいま、農林水産課より説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。</p> <p>農用地利用集積等促進計画(案)については、異議ない旨の意見決定をすることに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意見決定をすることに決しました。農林水産課の方、ご苦労様でした。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>報告第39号から第44号までを一括して審査を行います。</p> <p>農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようなので、報告事項を終わります。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。</p>
<p>各委員</p>	<p>次に、その他に入ります。</p> <p>まず最初に、各調査区での活動状況を報告していただきます。</p> <p>報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。</p> <p>(活動状況報告：省略)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>(その他・連絡事項について説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。</p>
<p>事務局</p>	<p>(質疑応答)</p>
<p>議 長</p>	<p>それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。閉会にあたり副会長があいさつをいたします。</p>
<p>副会長</p>	<p>長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。本日はご苦労様でした。</p>